

2025 年度 国際園芸博覧会会場における工事監督支援業務委託
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

- ・本業務説明資料は「2025 年度 国際園芸博覧会会場における工事監督支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。
- ・本業務の履行にあたっては、横浜市土木設計業務共通仕様書等及び発注者支援業務共通仕様書（国土交通省関東地方整備局）を準用する。なお、各仕様書等の適用に疑義を生じた場合は委託監督員と協議し、その指示によることとする。
- ・土木設計業務共通仕様書の第 102 条第 3 項及び第 7 項、第 107 条、第 108 条、第 109 条、第 117 条第 4 項、第 135 条は本業務に適用しない。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、2027 年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の委託契約約款及び契約規程を遵守することとする。

(3) 件名

2025 年度 国際園芸博覧会会場における工事監督支援業務委託

(4) 履行期限

2026 年 3 月 31 日（火）

※本業務は、2025 年度から 2026 年度まで継続する予定である。一体不可分である工事に対して実施する監督支援業務の連続性を踏まえ、本業務を特段の支障なく履行しており、各年度の予算が確保されている場合、次年度以降も同一事業者と単独随意契約を行う予定がある。

(5) 履行場所

横浜市瀬谷区瀬谷町 5810-6 横浜市上瀬谷整備事務所内
（公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会現地事務所）

2 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会は、2027 年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、2020 年 3 月に国際園芸家協会（AIPH）から正式承認され、2022 年 11 月には博覧会国際事務局（BIE）の認定を受けた。

会場整備にあたっては、大規模な区域内に多数の施設を出展する各国・企業など幅広い関係者と調整しながら短期間で設計・施工及びそれらの発注手続を円滑に行う必要があるとともに、横浜市が施行する土地区画整理事業や公園整備事業等との工事工程や整備費用における連携が不可欠である。

本業務は、会場整備の着実な推進に向けて工事監督支援を導入し、発注者が円滑に工事の契約事項の履行確認ができ、的確に施工業者との協議等ができるよう支援をするものである。

(2) 留意事項

- ア 博覧会の検討にあたっては、工事監督支援のほか、発注者支援、会場設計、輸送アクセス、出展・展示計画、会場運営計画及び環境アセスメント等に関する委託など複数の業務が並行して実施されるため、業務間での連携が必要である。
- イ 旧上瀬谷通信施設のまちづくりでは、横浜市が施行する土地区画整理事業や公園整備事業等の工事が本格化している時期のため、横浜市や国、地元組織等との連携が必要である。
- ウ 本業務の遂行にあたっては、幅広い関係者間において目標の共有、役割・責任の明確化が図られるよう、関連事業等の状況を的確に把握しながら、コミュニケーションの活性化や信頼関係の構築に最大限留意する必要がある。

3 用語の定義

- (1) この特記仕様書に使用する用語の定義は、横浜市土木設計共通仕様書第102条（第3項及び第7項を除く）によるほか、次の各項に定めるところによる。
- (2) 「委託監督員」とは、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会委託業務監督事務取扱要領第2条第1項(2)の規定による監督員のことをいう。また、本業務における総括委託監督員、主任委託監督員及び担当委託監督員を総称していい、同要領第4条の規定に基づき一般的職務等を行う。なお、本業務の履行にあたっては、横浜市土木設計業務共通仕様書の「監督員」を「委託監督員」に読み替えるものとする。
- (3) 「工事等監督員」とは、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会請負工事監督事務取扱要領第3条第1項の規定による監督員のことをいい、本工事等の総括工事及び委託監督員、主任工事及び委託監督員、担当工事及び委託監督員を総称していう。
- (4) 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当するもので、受託者が定めたものをいう。
- (5) 「請負人」とは、本協会が監督する工事を請け負っている者をいう。

4 引用図書及び準拠図書

受託者は、第1条により適用する各仕様書のほか、委託者が定めた諸規定を十分理解し、本業務を公平かつ厳正に責任をもって実施しなければならない。

諸規定の主なものは、次のとおりである。

- (1) 委託契約書、工事請負契約書及び工事設計図書
- (2) 横浜市土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準
- (3) 横浜市請負工事監督事務取扱規程
- (4) 横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程
- (5) 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会委託業務監督事務取扱要領
- (6) 官公署及び関係会社との協定及び許可条件等
- (7) その他関連規定、請負約款関係書類、委託契約約款

5 業務内容

(1) 業務対象工事等の契約の履行に必要な資料作成等

- 1) 受託者は、本工事等の設計図書等に基づく請負人に対する「指示・協議に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成」を行い、提出するものとする。
- 2) 受託者は、請負人から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と工事設計図書との照合を行い、報告するものとする。
- 3) 受託者は、次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。
 - ア) 工事設計図書が現場条件と一致しないこと。
 - イ) 工事設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - ウ) 工事設計図書の表示が明確でないこと。
 - エ) 本工事等現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等工事設計図書に示された施工条件と実際の現場が一致しないこと。
 - オ) 工事設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
 - カ) 本工事等を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。

- 4) 受託者は、本工事等の設計変更若しくは工事等監督員等への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）を作成を行い、提出するものとする。

(2) 業務対象工事の施工状況の照合等

- 1) 受託者は、使用材料（支給材料等を含む。）について工事設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。
- 2) 受託者は、施工状況（段階確認）について工事設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。
- 3) 受託者は、施工状況を把握し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を行い工事設計図書等に適合しない場合は、その旨を請負人に伝えるとともに、その結果を報告するものとする。
- 4) 受託者は、不可視部分や重要構造物の段階確認等について、結果を速やかに報告するものとする。
- 5) 受託者は完成検査等の受検書類について指示・協議・提出等の資料の照合を行うものとする。

(3) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

受託者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成及び立会いを行い、その結果を報告又は提出するものとする。

(4) 工事検査等への臨場

受託者は、工事等監督員の指示に従い、工事等監督員のもと、技術検査を伴う既済部分検査（性質上可分の工事の完済部分検査を含む）、完成検査等に臨場するものとする。

(5) その他

受託者は、上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては工事等監督員の指示により、情報の収集等を行うものとする。

6 管理技術者

- (1) 受託者は、設計・測量等委託契約約款第 10 条の規定に基づき管理技術者を定め、別に定める様式「管理・現場技術者等選定通知書」により委託監督員に通知するものとする。
- (2) 管理技術者は、業務の遂行に当たり、以下のいずれかの資格保有者でなければならない。
 - ・技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は建設部門）
 - ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会 1 級土木技術者
 - ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）
 - ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（注 1）（技術士部門と同様の部門に限る）
- (3) 管理技術者は、委託監督員が指示する関連のある業務の受託者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- (4) 管理技術者は、担当技術者を兼ねることはできない。
- (5) 管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、受託者と直接的雇用関係がなければならない。
- (6) 受託者は、前項に規定する「直接的雇用関係」が証明できる資料（様式任意）を、契約締結後速やかに、委託監督員に提出しなければならない。

7 担当技術者

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、作業量に見合った適正な担当技術者を配置し、別に定める様式「管理・担当技術者等選定通知書」により委託監督員に通知するものとする。
- (2) 受託者は、担当技術者の人員を増減する場合は、委託監督員に通知するものとする。
- (3) 担当技術者の資格要件は、以下のとおりとする。ただし、委託監督員の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - 1) 担当技術者の業務内容のうち、土木工事が相当程度含まれると委託監督員が判断するものについては、以下のいずれかの資格保有者でなければならない。
 - ・技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は建設部門）
 - ・技術士補（建設部門）
 - ・一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技師補又は、二級土木施工管理技士
 - ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会 1 級技術者又は土木学会 2 級土木技術者
 - ・（一社）全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者（Ⅰ）、公共工物品質確保技術者（Ⅱ）
 - ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（注1）（技術士部門と同様の部門に限る）
 - ・「配置技術予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績と同様の実務経験が1年以上の者」（注2）
 - ・土木工事関係の技術的行政経験を5年以上有する者（注3）
 - 2) 担当技術者の業務内容のうち、造園工事が相当程度含まれると委託監督員が判断するものについては、以下のいずれかの資格保有者でなければならない。
 - ・一級造園施工管理技士、一級造園施工管理技士補または二級造園施工管理技士

8 適切な技術者の配置

- (1) 管理技術者及び担当技術者を定めるときは、本業務の対象となる工事の請負人と、資本・人事面において関係がある者を置いてはならない。
- (2) 委託監督員は、必要に応じて、次に示す事項について報告を求めることができる。
 - 1) 技術者の経歴・職歴
 - 2) 資本・人事面に置いて関係があると認められると考えられる企業（建設業許可業者、製造業者等）の名称及び受託者とその企業との関係に関する事項

9 業務処理結果報告

- (1) 受託者は、別に定める様式により、次に掲げる事項を記入した業務処理結果報告書を作成し、委託監督員に提出するものとする。
 - 1) 実施した業務の内容
 - 2) その他必要な事項
- (2) 前項の報告書の提出時期は、1か月に2回とする。ただし、異例な事項については、その都度とする。

10 成果物

本工事等監督支援業務の成果物は、次のとおりとする。

- (1) 業務処理結果報告書
- (2) 引継事項記載書
- (3) 工事監督支援業務報告書
 - 1) 報告書：A 4 判・ドッジファイル製本 1 部
 - 2) 報告書及び業務で作成した資料の電子データ（CD-R 又は DVD-R 格納）
 - 3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

11 参考資料等

- (1) 関係規則等
 - ・ AIPH 規則 (AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions)
 - ・ コンペティション ガイドライン (Annex VII - Competition Guidelines)
 - ・ コンペティション規則 テンプレート (TEMPLATE FOR THE : COMPETITION REGULATIONS FOR INTERNATIONAL COMPETITIONS OF THE INTERNATIONAL HORTICULTURAL EXHIBITIONS)
 - ・ 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
 - ・ General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、
 - ・ Special Regulations
- (2) 参考 HP 公表資料
 - ・ 公益財団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 公式ウェブサイト
<https://expo2027yokohama.or.jp/>
 - ・ 国際園芸博覧会の招致（横浜市 HP）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/kohokocho/press/seisaku/2019/0911kokusaiengeihaku.html>
 - ・ 横浜市基本構想案（横浜市 HP）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/kihonkousou.html>
 - ・ 国際園芸博覧会検討会（農林水産省・国土交通省共管）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html
- (3) その他国際園芸博覧会・関係規則等
上記他、規則関係の更新に注意すること。

12 その他

- (1) 業務の実施に関しては、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。また、打合わせの形態については、新型コロナウイルス感染症の状況等も踏まえ、WEB 会議も可能とする。

- (2) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、協会等が発注する他の業務等と関連する内容については他の業務の受託者等と連携して行うこと。
- (5) 受託者が協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- (6) 仕様書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (7) 受託者は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守すること。
https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/
- (8) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。
- (9) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (10) 成果品については、協会に帰属するものとする。
- (11) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理すること。
- (12) 業務委託料の算出にあたっては、国土交通省関東地方整備局の【令和3年4月1日以降に入札公告手続きを開始する業務から適用】「工事監督支援業務積算基準」及び、「発注者支援業務積算基準の運用基準」を適用する。
- (13) 本業務期間は12か月である。2025年4月から2025年10月までの7か月間は担当技術者2名の体制を想定しており、この期間の担当技術者2名が行う業務内容は土木工事が相当程度含まれるものを想定している。2025年11月から2026年3月までの5か月間は担当技術者3名の体制を想定しており、この期間の担当技術者のうち2名が行う業務内容は土木工事が相当程度含まれるものを想定しており、この期間の担当技術者のうち1名が行う業務内容は造園工事が相当程度含まれるものを想定している。また、工事数に関しては2025年4月から2025年10月までが3工事で、2025年11月から2026年3月までは3工事が追加され、6工事となる想定をしている。本委託は概算契約であり、数量が確定しているものではなく、数量が変動することを想定している。なお、次年度も引き続き担当技術者3名、6工事とし、委託代金額は約60,000千円を想定している。
- (14) 本業務において夜間作業が必要となった場合や業務の大幅な追加による担当技術者の追加が必要になった場合は、変更協議の対象とする。
- (15) 履行場所に担当技術者の執務スペースがある。当初想定より変更が生じ、費用が生じる場合は、変更協議の対象とする。

(16) 各仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、委託監督員と協議すること。

(17) 電算機使用経費（本業務の履行に用いるパソコン等）については、受注者が用意するものとし、直接人件費の2.7%で計上している。

業務に必要な通信回線を含む電算環境の確保は受注者が公衆回線等により行うものとする。

必要となるパソコンについては以下の仕様と同等以上とする。

なお、CAD ソフトウェアについては、OCF 検定制度の SXF 対応ソフトウェア検定（カテゴリー：CAD 適合クラス：SXF 総合又は CC3）の認証ソフトウェアであること、または、OCF 検定制度にて SXF 形式のファイルとの互換機能の認証を受けたソフトウェアに対応した CAD ソフトウェアであること。

1. パソコン

No	項目	仕様
1	OS	Windows10
2	アプリケーション	Microsoft office 2016
	Justsystem 一太郎 Pro4	
	Adobe Acrobat DC	
	CAD ソフトウェア (AutoCAD LT Civil Suite 2016 (AUTODESK CALS TOOLS 2016) 等)	

(注1)「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいるもの。

(注2) 複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば、実務経験を有するものとして判断する。

(注3)「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として工事発注業務及び工事監督業務に従事したことをいう。